

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月10日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柴田 久

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

【電話番号】 (代表)054(261局)3131番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 梅原 弘 充

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
株式会社静岡銀行 経営企画部

【電話番号】 (代表)03(3213局)0225番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 澤井 康 人

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目6番5号)
株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区北幸1丁目11番15号)
株式会社静岡銀行 名古屋支店
(名古屋市中区錦2丁目16番18号)
株式会社静岡銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋2丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年1月9日付の当行取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成30年1月9日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

（注） 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は米ドル建とし、当初、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当行と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値（下記（ ）（2）に定義する。）を2018年1月9日午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は米ドル建とし、当初、14.05米ドルとする。

（後略）

二 引受人の名称

（訂正前）

Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

Goldman Sachs International（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

その他の引受人は未定

（訂正後）

Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

Goldman Sachs International（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

Shizuoka Bank (Europe) S.A.

以 上